その日」に備える防災 No.11



を守るためにあなたの力が必要です

-消防団に入団しませんか〜



下芳池で実施した放水訓練

消防団とは?

特別職の地方公務員で、自営業やサラリーマン、学生などの生業を持ち ながら、消防活動を行う権限と責任を有し、災害や訓練に出動する非常勤 職員です。

地震など大規模な災害が発生すると、役場、消防署や警察署などの防災 機関は全力で活動します。しかし、道路や橋、家屋の倒壊で緊急車両が通れ なかったり、消防への通報電話がかかりにくく、直ちに救出や救助活動が、 できない場合があります。このような時、地域を守る「地域防災の要」として 活躍するのが、まちの消防団です。

なぜ消防団が 必要なの?

活動の処遇は?

年額報酬を町が支給します。火災出動や訓練時には手当を支給します。 消防活動で死傷した場合は、公務災害補償の対象となります。5年以上在 籍した団員が退職した場合は退職報償金が支給されます。

被服などは、町が支給・貸与します。各分団が使用する消防車、消防ポン プ、消防ホースなどの消防用備品は町が整備します。

町内在住または在勤の18歳以上で健康な方なら入団できます。消防 団活動へご理解とご協力をお願いします。

誰でも入団 できるの?

女性消防団員は、幼児期の子どもたちへの防 火教室を通して、防火・防災教育を行っています。 そのほか、消防団の知名度向上、団員勧誘を目 標に啓発活動を実施しています。





防火教室の様子 ▲

⅓防災行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、 **爾(48)7030**で確認してください。

防災交通課防災係 (48) 1111 (內1209)